

一からわかる再配置



公共施設の再配置に関連する基本的な情報をお知らせします。

新制度スタート

「秦野市公共施設使用料の適正化に係る関係条例の整備に関する条例」及び関係条例の施行規則が10月1日に施行されました。当日は日曜日でしたが、特に大きなトラブルもなく、無事にスタートを切ることができました。

今まで、公共施設を所管する14課に加え、例規を審査する文書法制課、予約システムを担当する情報政策課など、多くの課の職員が力を合わせ、一丸となって事務を進めてきました。協力をいただいた職員の皆様には、この場をお借りして、あらためてお礼を申し上げます。

さて、今回の改定は、33の公共施設に及ぶ市制施行以来の最大規模のものとなりましたが、従来の制度との主な変更点について、あらためて解説します。

あれも、これも

その① 「算定根拠を統一しました。」

まず最大の変更点は、従来は施設ごとにバラバラであった算定根拠を、原則統一したことにあります。下の図をご覧ください。



新たな使用料は、施設の稼働率が50%であるときに、減価償却費を含めたフルコストの3分の1を利用者に負担していただくことを基本としています。この図を例にすると、本町公民館の大会議室は、1時間当たりのコストが約5,600円なので、利用者に負担していただくのは、1,800円(100円未満切り捨て)となります。しかし、従前は600円であり、3倍にしなければならなくなるため、「激変緩和措置」として、2倍の1,200円にとどめました。

なお、平均の改定率は55%(従来の1.55倍)であり、増収見込みは、年約7,000万円となります。また、保健福祉センター、広畑ふれあいプラザ、末広ふれあいセンターが、原則無料から原則有料の施設となりました。

その② 「30分単位の料金体系にしました。」

従来の制度は、30分単位での使用は可能であっても、料金は1時間単位になっていました。今回の改定では、利用者のリクエストにこたえ、原則として会議室系の部屋は、使用料の支払いも30分単位で行えることにしました。

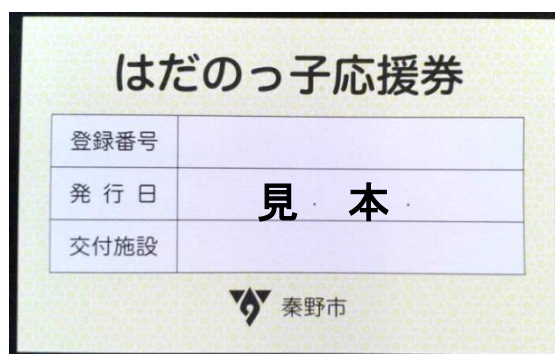
その③ 「子どもと70歳以上の方の個人利用を無料にしました。」

子どもと70歳以上の方の筋力維持や体力向上のため、右表に掲げる施設の個人利用は、無料にしました。収入は減ることになりますが、実証実験で得られたデータから、無料化を機に利用者が増えたとしても、コストに大きな影響がないことがわかっています。

公民館多目的ホール ¹
総合体育館トレーニングルーム ² ・サブアリーナ・武道場・弓道場
カルチャーパーク水泳場・陸上競技場
おおね公園トレーニングルーム・温水プール ³ ・多目的広場
サンライフ鶴巻トレーニングルーム・体育室等
中野健康センタートレーニングルーム

その④ 「はだのっ子応援券の制度が始まりました。」

公共施設で子ども(中学生以下)を対象とした学習、教育や技術指導等を行った団体に、1回の使用⁴につき「はだのっ子応援券」を1枚交付します。この応援券は、次回以降の公共施設の使用⁵に当たり、施設使用料の50%に相当する額として使用できます。つまり、100%と50%の支払いを繰り返すことになるので、実質の負担は75%となり、改定の影響も $1.55 \text{ 倍} \times 75\% = 1.16 \text{ 倍}$ と低く抑えられます。子育て世代を応援し、子どもたちの健全育成を図ります。



その⑤ 「定期的企業使用制度の本格運用が始まりました。」

この制度は、夜間の稼働率が低い会議室について、最長2年間、毎週決まった曜日と時間の使用を認めることにより、定期的に塾や習い事の教室を開催できるようにするものです。また、使用料もフルコストの100%を負担していただきます。H28から保健福祉センターにおいて1,500円/hの使用料で試行的に実施していましたが、広畑ふれあいプラザと曲松児童センターにも拡大して本格運用を行い、市民の学習機会の拡大と財源確保を図ります。

公共施設は、本市が持つ貴重な経営資源でもあります。今回の適正化に合わせて、その資源を最大限に活用し、新たな行政サービスを実現させることもできました。公共施設のあり方には、「こうでなければいけない」という正解はないと思います。現在、全国各地で新たな公共施設サービスが生まれていますが、本市の公共施設も「こういうもんだ」と決めつけず、「あれも」、「これも」ともっと欲張ってみてはどうでしょうか。日本のどこにもない、目から鱗の行政サービスが生まれるかもしれません。

¹ 卓球等の個人利用に限ります。

² トレーニングルームは、70歳以上の方に限ります。中学生以下利用不可。

³ 子どもは5・6月限定、70歳以上の方は9・10月限定です。

⁴ 減免での使用や応援券を使った使用は除きます。

⁵ 会議室系の部屋は共通利用できますが、ホールやスポーツ施設などは、交付を受けた施設での使用に限ります。なお、三つの庭球場は相互に共通利用ができます。

